

第2期シカ保護管理計画（中間とりまとめ）の概要

第1章 保護管理計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

本県のシカは、南但馬地域を中心に県下広域に生息し、その生息域を拡大しつつあるなかで、昭和50年代から農林業被害が急増した。こうした事態に対応するため、被害の低減を目標とした頭数管理の考え方を導入し、被害の甚大な地域における個体数の低減対策、防護柵の設置の推進、生息状況に関する諸調査など、総合的な対策を推進してきた。

平成12年度には、平成11年度の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正により、新たに創設された特定鳥獣保護管理計画制度に取り組み、「シカ保護管理計画」を策定し、この計画に基づき専門家や幅広い合意のもと、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、人とシカとの共存に資することを目的に、各種施策に取り組んできた。

しかし、前計画が上位計画である第8次鳥獣保護事業計画の計画期間である平成14年3月31日で計画期間が終了したため、今回、前計画に基づく対策の効果を検証し、その結果を踏まえて、より効果的な「生息地管理」、「個体数管理」、「被害対策」等の手段を、総合的に講じることにより、地域個体群の健全な維持を図りつつ早急な農林業被害の軽減を図ることを目的に、第2期計画を策定するものである。

また、野生動物の生息実態については、未だ不鮮明な部分も多く存在することから、モニタリング調査等の実施による検証を行うことにより、状況等の変化に対応できるよう、適宜改定を行うこととする。

2 本県のシカを取りまく状況

(1) 生息分布及び推定生息数

(別図参照)

本州部地域

- ・ 尼崎市から姫路市に至る瀬戸内海沿岸の都市部、日本海沿岸の一部を除く広域な地域に生息し、京都府・大阪府・岡山県とも連続している。
- ・ 推定生息数は、約31,000頭（平成11年度生息動態調査）

淡路島地域

- ・ 南部の地域（論鶴羽山系）に孤立して生息
- ・ 推定生息数は、約2,500頭（平成11年度生息動態調査）

(2) 被害及び被害防除状況

被害状況

- ・ 農林業被害は、南但馬地域を中心に広がり、現在では生息域全域に発生
- ・ 平成12年の被害額は、549百万円（林業：311百万円、農業：238百万円）
- ・ 林業被害面積は昭和60年代の約1/5に減少、農業被害は漸増傾向
- ・ 自家消費等小規模零細農業の被害は、営農意欲の喪失等精神的打撃と併せて潜在

被害防除状況

- ・ 防護柵の設置や有害鳥獣駆除により実施
- ・ 防護柵の設置延長は年々増加し、過去10ヶ年間の累計は約2,500Km

(3) 捕獲状況

- ・ 平成5年度には年間5,000頭を越える捕獲
（なお、平成6年度からメスジカを可猟：40市町）
- ・ 狩猟期間が一ヶ月延長された平成10・11年度は年間約9,000頭を捕獲
（延長後：11/15～翌2/15）
- ・ メスジカ可猟地域を63市町に拡大した平成12年度は年間約10,000頭を捕獲

3 計画の期間

平成14年4月1日から平成19年3月31日まで

- ・ 終期は上位計画である第9次県鳥獣保護事業計画の計画期間を勘案
- ・ 終期を迎えたときは、計画の達成程度に関する評価を行い、改訂計画を策定

- 4 計画の対象地域 (別図参照)
対象地域は、現にシカが生息分布し、農林業被害が発生している地域及び今後分布拡大の可能性が高く被害発生のおそれのある市町(本州部地域：63市町、淡路島地域：6市町)

第2章 保護管理の推進

1 保護管理の基本的な考え方

本州部地域

個体数の低減と被害防除対策の強化による人間活動との軋轢の軽減
生息域の分断・孤立化を回避しながら、個体群を安定的に維持する個体数管理の実施

淡路島地域

被害防除対策の強化による人間活動との軋轢の軽減
絶滅の回避
森林生態系の保全

2 保護管理の目標と推進方策

(1) 個体数管理

適正な生息(密度)数の設定は、生息数、分布域及び被害状況等を考慮しつつ、次の3つの基準を基本とするが、生息実態が未だ不明確な部分が多いことから、暫定的な数値目標とし、逐次検討する。

- 遺伝的多様性を保持し、健全なシカ個体群を永続的に維持する個体数
(存続可能最小個体数(MVP：1,000頭)以上：国際自然保護連合の基準)
- 餌資源など環境収容力をもとにした生息(密度)数
- 被害を社会的に許容できるレベルの生息(密度)数

本州部地域

目標

- 個体数管理の目標は、15,000頭水準(平成11年度推定生息数の1/2水準に相当)
人工林は被害があまり大きくなる密度(2頭/km²)、天然林等は自然植生にあまり目立った影響がでない密度(4頭/km²)を基準に環境収容力にも配慮し、各森林面積を勘案して算出
なお、この目標数は、個体群の長期にわたる安定的維持を確保できる水準と考えられるが、各種モニタリング調査の結果等を踏まえ管理目標の検証等を行う。
- 生息密度の低減
生息密度の高い地域を中心に捕獲圧を高くし、生息密度の低減を図る。
- 生息分布区域の拡大抑制
現況分布域にとどめ、被害拡大を抑制

方策

- 個体数管理目標に達するまでの間は、緊急減少措置として、年間の捕獲目標を12,000頭(うちメスは5,500頭)
なお、行き過ぎた捕獲を回避するため、捕獲数のモニタリングの充実を図る。
- メスジカの狩猟獣化の継続
個体数管理(低減)に重要な役割を果たすメスジカの狩猟獣化については、現在実施している計画対象地域において継続して実施する。
- 個体数調整の実施
生息密度の低減を図るため、高密度地域において個体数調整に重要な役割を果たすメスジカを中心に、個体数調整を目的とした捕獲を実施する。
- 狩猟期間の延長の検討
目標頭数の捕獲を確保するため、シカ保護管理検討会や公聴会を開催し、その必要性や延長期間に関する検討や意見聴取の上実施する。

淡路島地域

目標

- 絶滅を回避するため、少なくとも存続可能最小個体数(1,000頭)以上を確保
- ##### 方策
- 不足している科学的情報の収集等を進めながら慎重な個体数管理

(2) 被害防除

シカの行動パターンと被害のメカニズムの解明、これに基づく効果的な各種防除技術の試験研究・効果試験を進めてその早期実用化に努め、多様な被害防除技術対策手法の充実を図る。

特に分布拡大地域においては、被害防除対策に対する認識が薄いため、迅速かつ効果的な防除対策が実施できる体制づくりについての普及啓発を図る。

なお、頭数管理と防除対策の効果が現れるまでの間の対策として、新たな共済制度の創設を検討する。

方策

防護柵の設置・改善

- ・地域一体となった防護柵の共同設置の推進
- ・安価、容易な維持管理及び景観に配慮した防護柵の技術改善の取り組み

多様な手段の導入

- ・臭い・通電ショックなどによる追い払い効果（学習効果）を有する多様な手段の試行的導入と、こうした技術の組み合わせによる有効な防除対策の普及

捕獲体制の整備

- ・農林作物に依存・執着する加害個体の捕獲に有効な「わな」が扱える甲種狩猟免許者の養成や広域的な対応を含めた捕獲体制の整備

被害評価手法の研究

- ・被害防除対策の効果の検証や、被害と生息密度との関連を科学的に把握するための新たな被害評価手法の開発

普及活動の実施

- ・適切な指導・助言ができるよう県、市町、農林業団体、猟友会による連絡協議会の開催
- ・適切な防護柵の設置や見回り、維持管理に対する普及指導

(3) 生息環境の保全・整備

長期的観点からシカ個体群を安定的に維持する重要な基盤となるものであるとともに、シカを含む生態系全体の保全の基盤となるものであるが、科学的情報が不足しているため、大きな課題として今後より一層の取り組みを図る。

特に小個体群が、狭いエリアで隔離・孤立し高密度で分布している淡路島については絶滅の回避を図りつつ森林生態系への影響を抑えるため、環境収容力の評価等の科学的情報を踏まえた生息環境の保全・整備を検討する。

方策

生息域の連続性の確保

- ・生息を分断・孤立化させない緑の連続性に配慮した森林整備を図るとともに、ビオトープネットワークの視点を踏まえ、鳥獣保護区の設定について検討

良好な生息環境の創出

- ・適切な餌資源の確保を目的に、伐採面積の細分化、長伐期化、複層林化や間伐の推進による人工林の多様性の増大
- ・水土保持や森林と人との共生を目的とする森林について、広葉樹林への樹種転換や天然生林の更新補助等の検討

環境収容力の実証的研究

- ・モデル地域を設定し、そのフィールドを活用して森林生態系を含めた多面的観点からの実証的研究

(4) その他保護管理のために必要な事項

狩猟者の確保

- ・個体数管理の担い手である狩猟者の減少、高齢化に対応するため、市町や県猟友会等関係団体と連携協力し、狩猟免許者の養成を図る。

シカの資源としての有効利用

- ・野生鳥獣からもたらされる恵みとして食肉加工品等の有効活用を図るため、流通システムも含めた調査・研究を進める。

また、シカの歴史的・文化的・自然的価値を再評価し、魅力ある地域づくりの資源としての活用を検討する。

3 モニタリング等調査研究

科学的知見を踏まえた適正な保護管理を推進していくため、これまでも実施してきた調査・研究を継続するとともに、特に出猟カレンダーによる捕獲状況の統計的検討の精度向上に努め、さらにモデル地域を設定して生態的環境や被害防除の効果等の検討を進めながら、効果的なモニタリングを実施していく。

4 計画の実施に向けて

(1) 合意形成

本計画の推進にあたっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、行政・関係者・地域住民がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、主体的参画のもと各施策を推進していく。

(2) 森林・野生動物研究センター（仮称）の整備によるワイルド・ライフマネジメントの推進

(3) 森林・野生動物管理官（仮称）制度の検討

(4) 県立の研究機関との連携

(5) 推進体制

県全域

ア 野生シカ保護管理検討会の運営

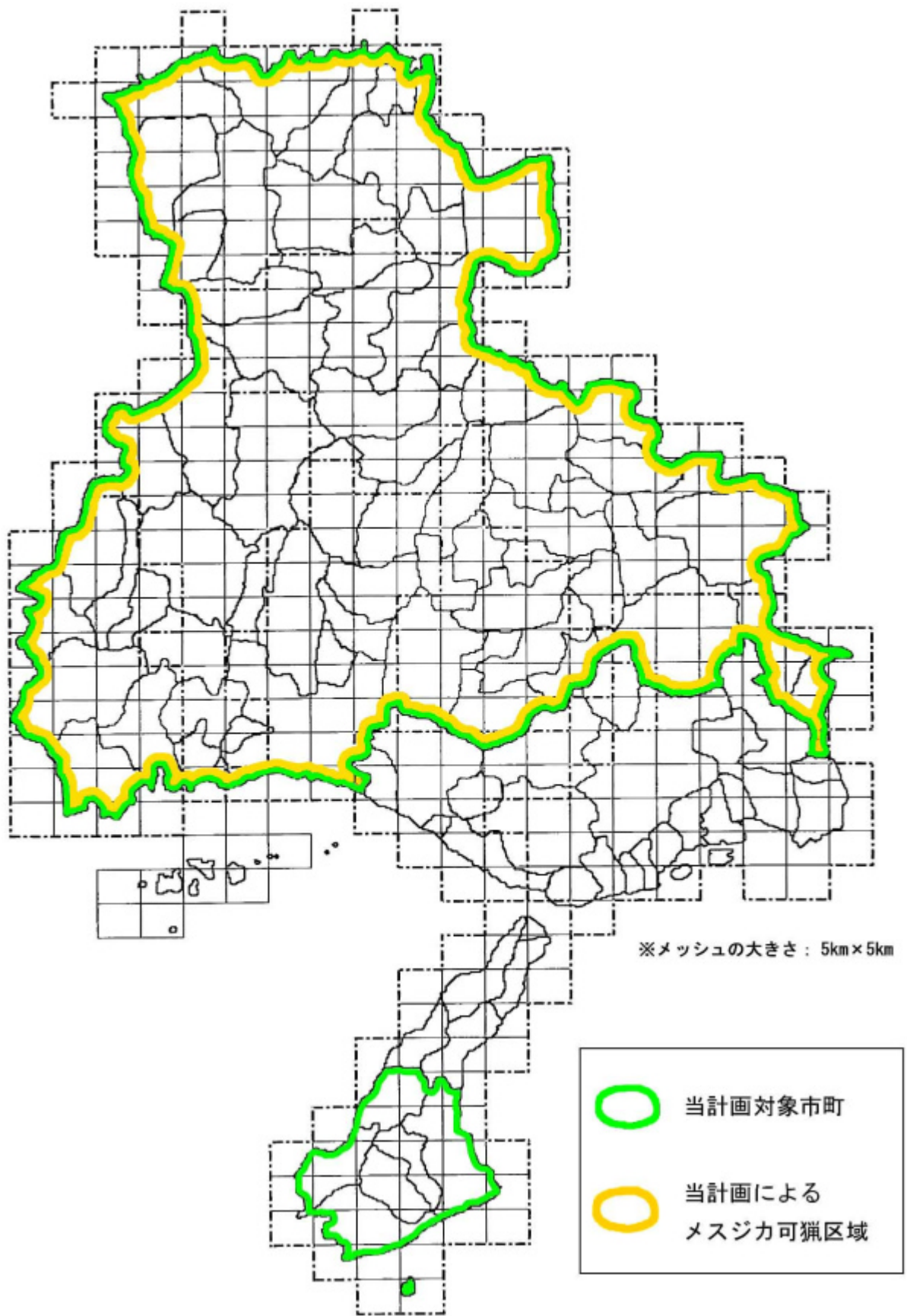
イ 農林業被害対策連絡会議の設置・運営

地域組織

ア 地域別保護管理連絡協議会の設置・運営

イ 市町農林業被害対策推進協議会の設置・運営

ウ 防護柵維持管理協議会の設置・運営



図：第2期シカ保護管理計画の計画対象区域